



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第9項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

平成30年10月16日（火曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市小見川4865番地72

3. 建物の用途・構造

居宅（木造2階建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・ 建物に附随している下屋は、倒壊の危険があるため、撤去します。
- ・ 敷地内の草を刈り、越境している樹枝は剪定または伐採します。
- ・ 敷地内に散乱しているごみは、処分します。
- ・ 建物を覆っている蔦は、撤去できる部分は撤去し、撤去することにより建物に損傷を与える箇所は、根元部分から切断し、枯らします。
- ・ 軒天の破損箇所は塞ぎます。

5. 事務手続きの経過

- ・ 命令 平成29年12月4日（措置期限：平成30年3月5日）
- ・ 戒告 平成30年4月18日（措置期限：平成30年7月18日）

5. その他

- ・ 措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・ 執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中

止することがあります。

○建物写真（居宅）



○附属屋の写真



問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 高安・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214